

「ラーケーション ～体験活動推進日～」について

茨城県立水戸第三高等学校

1 「体験活動推進日」とは

生徒が、校外（家庭や地域）における体験活動を企画し、平日に保護者等と活動できる機会を確保する目的で設定する日である。

ただし、体験活動については、必ずしも保護者等の同行を求めるものではない。

2 内 容

年5日以内に限り、保護者等の申請によって、生徒が登校しなくても欠席としない日を設定する。

3 申請方法

本校所定の申請用紙に保護者等の署名を付して、原則1週間前までに担任を通して申請する。

4 実施時期

本校では「体験活動推進日」を設定することができない日（期間）を次のように定める。

- ①始業式、終業式、卒業式、終了式
- ②長期休業に入る前の日（集会やHRがあり、重要な連絡や配付物等が多いため。）
- ③遠足、文化祭、クラスマッチ、修学旅行などの学校行事等がある日
- ④定期考査、課題テストがある日
- ⑤年度当初の検診がある日（予備日の設定がない検診の場合は、後日各自で受診する必要があるため、できるだけ避ける。）

5 その他

(1) 取得前

- ・生徒及び保護者は、茨城県が作成する「パンフレット」「リーフレット」「体験活動推進日カード」を活用し、体験活動について計画する。その際、活動のリスクに応じた備え（保険加入等）をしておくこと。（学校の管理外での活動になるので、日本スポーツ振興センターの対象とならない。）

(2) 取得

- ・学校は、指導要録及び調査書等における取扱いについては、「出席停止・忌引等」とする。

(3) 取得後

- ・学校は、学びの保障について、生徒一人一人の学習状況に応じて、欠席や出席停止・忌引等で登校しなかった場合と同様に対応する。
- ・生徒は、体験したことについて、保護者や友人と話し合うなど、活動の振り返りを行う。